

## ■ 大阪大学の産学官連携活動理念

### 1. 知の時代における科学技術創造立国をめざして

知の創造と活用に大きな価値をおいた「知の時代」を迎え、世界に先駆けた研究成果の創出と、国際競争力のある国を実現するために、大阪大学は、独創的なコンセプトや技術シーズを創造する担い手として、教育、研究及び社会貢献に関する大学本来の使命の達成に邁進します。

### 2. 自由な発想に基づくイノベーションの創出

社会における技術や産業のイノベーションは、画期的な法則・原理の発見や知識の体系化、システム等の概念や知見の提唱に基づき産出されます。大阪大学は、このようなブレークスルーを生むための自由な発想に基づく創造的研究の推進を第一義とする研究環境の構築を進めます。

### 3. 知的財産の創出及び活用に秀でた人材の育成

大学の最も大きな使命の一つである教育に関しては、学問的基礎の素養の伝授を一層効率的に推進するとともに、創造性を育む教育と科学・技術に重点をおいた教育、知の新時代の要請に対応できる高度な知識・技術を持った人材、起業家精神の旺盛な人材の育成体制を整備し、社会の各界におけるリーダー人材を多数養成します。また、専門職大学院、インターンシップ制度の活用、教育プログラムの開発等、幅広い人材育成を促進します。

### 4. 知的創造サイクルの基盤構築のための産学官連携活動

長期的視野に基づく基礎研究成果を単なる研究成果として埋没させることなく、タイムリーに新産業の創成へ発展させるため、産学官連携活動は極めて重要であります。一方、現代社会における諸課題に対応するための短期的な応用開発研究は、社会貢献の直接的活動であると同時に、長期的基礎研究の源泉でもあります。

このような考え方にに基づき、大阪大学は産学官連携活動を知的創造サイクルの構築基盤として位置づけ、大学の重要な使命として積極的に推進します。

### 5. 共同研究・受託研究の積極的推進

民間等との共同研究・受託研究を積極的に推進するとともに、新しい知に基づき新しい学問分野・技術・産業を生み出すための新しい共同研究モデルを構築します。

また、国内外の企業、大学等の複数の研究機関との複合的共同研究あるいは国際的大型共同研究についても積極的に推進します。その推進に当たっては、知的財産の保護・帰属及び秘密保持に十分配慮した契約の締結を行い、機動性・柔軟性に富んだ運用を目指します。

## 6. 知的財産戦略の積極的推進

経済社会の活性化を図り、国際競争力を再生するために知的財産を適正に保護し、社会全体で活用していくことが国家的、国際的使命となっています。

大阪大学は、教職員個々人の職務上の研究成果に基づく知的財産を原則として大学帰属とします。共同研究等における知的財産は研究契約締結時に成果帰属に関する取り決めを明文化します。また、ライセンス報酬については、創作者である教職員、技術移転機関及び大学がルールを明文化により適正に配分し、知的財産権活動に対する教職員のインセンティブ向上及び関連組織の事業の安定化に配慮します。

## 7. 産学官連携組織の強化と技術移転機関との協力・連携

産学官連携及び知的財産の管理・運用等のための一元的な組織として産学連携本部を設置し、大阪大学の知的財産について、同本部と技術移転機関との密接な連携により、技術移転等の研究成果の普及と活用促進を積極的に推進します。

## 8. インキュベーション研究と大学発ベンチャーの推進

大学における研究活動の成果として最も大きな社会貢献の一つは、新産業の創出にあります。大阪大学は、新産業創出を促進するための基礎的研究活動であるインキュベーション研究を推進するとともに、大学発ベンチャーへの大学施設提供や種々の起業支援活動等を通じて、大学発ベンチャー創成を積極的に進めます。

## 9. 産学官連携の総合リエゾン・コーディネーション活動の推進

長期的視点での研究や人材育成を通じた知の創造を使命とする大学と、市場原理に基づく利益追求を使命とする企業が連携して行う産学官連携活動においては、価値観の異なる両者の目的やねらいを共有し、連携活動の方向性を整合させるための総合的なリエゾン・コーディネーション活動が重要となります。産学官連携活動推進体制の要として、技術移転機関等と密接に連携し、効果的な産学官連携システムを構築します。

## 10. 戦略的な情報発信

学術研究情報の収集・提供や人的ネットワークとリンクする総合的情報ネットワークの構築・活用を推進し、国内外に効率的かつ戦略的な情報発信を行い、技術・起業・経営に関する相談や共同研究・受託研究等の大学に対する産業界のニーズに対応します。

## 11. 研究成果活用のための兼業

大学教官等は、研究・教育という使命に加え、研究成果の産業的応用という、知の時代における第三の使命を果たすことが求められており、大阪大学は、教官等の

研究成果活用のための兼業規程を緩和し、教官等が産学官連携活動を通じて得る報酬について基本的に認めます。これらの活動に対して、透明で公正な運用により社会的信頼を得られる体制を整えます。

## 12. 産学官連携活動ルールのも文化

産学官連携活動にかかるポリシーを以下のガイドライン・規程等として明文化し、これらに沿って推進します。

### 産学官連携活動のガイドライン

- (1) 大阪大学の産学官連携活動理念
- (2) 大阪大学の知的財産ポリシー
- (3) 大阪大学の利益相反ポリシー
- (4) 兼業の基本的考え方および承認手続き
- (5) 共同研究・受託研究規程
- (6) 職務発明規程
- (7) 研究成果物規程
- (8) 著作物取扱規程